

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第1条	第1条（約款の適用） 1. このハウジングサービス約款（以下、「本ハウジング約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章および第2章がサービス基本約款、第3章がオプション約款を構成します。 2. （略）	第1節 通則 第1条（約款の適用） 1. このハウジングサービス約款（以下、「本ハウジング約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。 2. （略）	・章立ての変更に伴い、修正いたします。
第2章	第2章 基本サービス規定 第1節 通則	（削除）	・当社の他のサービス約款と章立てを統一いたします。
		※以下、章番号が繰り上がります。	
新設	（新設）	第3条（解約） 1. 利用者は、契約期間内であっても、最低利用期間の経過以後、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌々末日をもって、利用契約を解約することができます。ただし、利用者が解約日の属する月の翌月以降の料金の全部または一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって解約となります。また、この場合であっても、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が年額利用料金をすでに支払っている場合は、通知の行われた月の翌末日をもって解約とし、当該基本サービスの月額料金に契約開始または最終の契約更新から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を、年額利用料金から差し引いた金額を返金するものとします。	・解約の通知について明示いたします。
		※以下、条番号が繰り下がります。	
第7条	第7条（サーバ機器等の設置等） 1～2.（略） 3. 第3条第1項の定めにかかわらず、本件基本サービスの利用に伴い使用されたサーバ機器等の撤去作業は、当社が行うものとします。この場合、撤去されたサーバ機器等のうち、利用者サーバ設備については、利用者の費用負担にて、利用者へ返送するものとします。	第8条（サーバ機器等の設置等） 1～2.（略） 3. 第4条第1項の定めにかかわらず、本件基本サービスの利用に伴い使用されたサーバ機器等の撤去作業は、当社が行うものとします。この場合、撤去されたサーバ機器等のうち、利用者サーバ設備については、利用者の費用負担にて、利用者へ返送するものとします。	・条項の追加に伴い、修正いたします。
新設	（新設）	第9条（最低利用期間） 1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本件基本サービスの最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。	・最低利用期間について明示いたします。
		※以下、条番号が繰り下がります。	
第3章 第3節 第10条	第3節 ハードディスクデータ復旧（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第10条（契約） 1. 本オプションサービスは、利用者と株式会社データ復旧センター（以下、本節において「サービス提供元」といいます）の間で利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかるサービス提供元への申込手続を代行するものです。 2. 当社は、前項に定めるサービス提供元への申込手続に当社にのみ起因する瑕疵（サービス提供元への申込手続の当社による代行の遅延は、瑕疵に含まれないものとします）があった場合を除き、利用者の本オプションサービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。	（削除）	・サービスの終了に伴い、削除いたします。
		※以下、節番号および条番号が繰り上がります。	
第22条	第22条（保証） 1～2.（略） 3. 本オプションサービスの内容に、コールドスタンバイ機切替代行が含まれる場合には第9条第3項、第4項および第5項の定めが、コンテンツバックアップが含まれる場合には第13条の定めが、本節の定めと併せて適用されるものとします。	第23条（保証） 1～2.（略） 3. 本オプションサービスの内容に、コールドスタンバイ機切替代行が含まれる場合には第11条第3項、第4項および第5項の定めが、コンテンツバックアップが含まれる場合には第14条の定めが、本節の定めと併せて適用されるものとします。	・条項の追加および削除に伴い、修正いたします。
第23条	第23条（料金および支払期限） 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第21条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. （略）	第24条（料金および支払期限） 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第22条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. （略）	・条項の追加および削除に伴い、修正いたします。
第29条	第29条（料金および支払期限） 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第27条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。	第30条（料金および支払期限） 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第28条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。	・条項の追加および削除に伴い、修正いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成28年10月3日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成29年3月31日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年11月30日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。
第2条	第2条（サービスの終了にともなう条項の削除） 本条および本附則第3条乃至第5条は、平成29年3月31日をもって削除するものとします。	（削除）	・本条の規定により削除いたします。
第3条	第3条（セキュリティアップデートサービスにおける保証） 1. セキュリティアップデートサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア（以下、併せて「対象ソフトウェア」といいます）につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。 2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開からセキュリティアップデートサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者へ損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	（削除）	・附則第2条の規定により削除いたします。
第4条	第4条（ウイルススキャンの料金および支払期限） 1. ウイルススキャンサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。 2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。 3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスとは別に行われるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。	（削除）	・附則第2条の規定により削除いたします。
第5条	第5条（ウイルススキャンにおける検出・駆除） 1. ウイルススキャンサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出または駆除ができることを保証するものではありません。 2. ウイルススキャンサービスによるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	（削除）	・附則第2条の規定により削除いたします。